

## お知らせ

資料提供  
三次記者クラブ



11月11日16:00解禁

平成26年11月7日

# 特殊車両の指導取締を実施します。

～指導取締要領の一部改正を受けて、取締の強化を図っています。～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造物の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

三次河川国道事務所では、広島県警察の協力を得て、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両については、適正な運行がなされるように指導取締を下記のとおり実施します。

平成25年度より、「特殊車輛の通行に関する指導取締要領」の一部改正を受け、違反行為を繰り返す違反者に対しては、会社名や違反内容を公表することとしています。

■実施日時：平成26年11月11日（火）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号上り 三次市下志和地町地内

詳細な位置は「別紙」を参照

■協力機関：広島県警察 三次警察署

※留意事項：取締に関する報道の解禁は、取締日の16時とさせていただきますのでご協力をお願いします。

（当日の取材は現地で対応させていただきます。）

当日、雨天の中止の場合は10時までに連絡いたします。

## 問合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（道路担当） 田中 敏彦

【担当】建設専門官 加山 正裕

【広報担当】建設専門官 溝川 克巳

電話 0824-63-4121（代表）